

新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援制度について

令和2年6月4日現在

新型コロナウイルス感染症についての主な支援制度一覧です。
各制度の詳細については裏面の各窓口にお問い合わせください。

事業者向けの支援（個人事業主の方を含む）

- | | | |
|---|---|--------------------------------------|
| ● 従業員の雇用を維持したい | ➔ | ◆雇用調整助成金 |
| ● 売上げが50%以上減少した | ➔ | ◆持続化給付金 |
| ● 資金繰りを支援してほしい | ➔ | ◆中小企業振興資金の利子補給の拡充 |
| ● 学校が休校になり、従業員が休まざるを得なくなった・子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった | ➔ | ◆小学校休業等助成金
◆小学校休業等支援金 |
| ● 県からの要請により休業に協力した | ➔ | ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 |
| ● テイクアウト・出前を開始した
お店の味をご家庭にお届けしたい | ➔ | ◆地元商店応援運動
◆Facebookアカウント「Tome ご飯」 |

個人の方向けの支援

- | | | |
|---|---|-------------------------|
| ● 1人につき10万円の給付金
について知りたい | ➔ | ◆特別定額給付金 |
| ● 住居の家賃の支払いが難しい | ➔ | ◆住居確保給付金支給事業 |
| ● 発熱等の症状があり感染が疑われたため、仕事ができず給与の支払を受けることができなかった | ➔ | ◆国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 |
| ● 休業などで一時的に生活維持ができない | ➔ | ◆個人向け緊急小口資金等による支援 |

事業者・個人の方向けの支援

- | | | |
|----------------------|---|--------------------|
| ● 市民税・固定資産税などの納税が困難だ | ➔ | ◆納税の猶予の特例 |
| ● 水道料金・下水道使用料の納付が困難だ | ➔ | ◆上下水道料金にかかる相談窓口の設置 |

主な支援制度のご紹介

6月4日時点の情報をまとめています。
各制度の詳細は国・県・市等の各機関のホームページにて更新されています。

対象	制度の概要	開始時期	窓口・電話番号
事業者	◆雇用調整助成金 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。	受付中	● 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 (全日 9:00~21:00) ● ハローワークはさま 0220-22-8609 (平日 8:30~17:15)
	◆持続化給付金 中小企業：最大200万円 個人事業主：最大100万円の現金給付 感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。	受付中	● 持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 【5月・6月】 8:30~19:00 (全日) 【7月】 8:30~19:00 (日曜日~金曜日、土祝日を除く) 【8月以降】 8:30~17:00 (日曜日~金曜日、土祝日を除く)
	◆中小企業振興資金の利子補給の拡充 感染症拡大の影響を受けた登米市中小企業振興資金の融資を活用している中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を市が補助し、資金繰りを支援します。	受付中	● 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)
	◆小学校休業等助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) ◆小学校休業等支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	受付中	● 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 (全日 9:00~21:00)
	◆新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から同年5月6日までのすべての期間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた中小の事業者に対し、協力金を支給します。(申請書様式は5月15日から市ホームページ掲載のほか、各総合支所・商工会に設置します)	5月19日~ 受付開始 6月上旬~ 順次支給	● 宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル 022-211-3332 (平日 9:00~18:00) ● 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)
	◆地元商店応援運動 ◆Facebookアカウント「Tome ご飯」 市ホームページや、Facebookアカウント「Tome ご飯」にて登米市内の飲食店・直売施設のテイクアウト情報を掲載しています。	受付中	● 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)
	◆特別定額給付金 一律：10万円 感染拡大防止の観点から、簡素な仕組みで迅速かつ的確に給付金を給付し、家計を支援します。 ・令和2年5月14日から申請書を郵送します。 ・郵送申請による受付：令和2年5月15日から受付 ・オンライン申請による受付：令和2年5月11日から受付	5月22日~ 給付開始	● 特別定額給付金コールセンター 0120-005-621 (平日 9:00~16:00) ● 福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552 (平日 8:30~17:15)
個人	◆住居確保給付金支給事業 離職・廃業から2年以内、または、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人に住居確保給付金を支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。	受付中	● 登米市自立支援相談センター そ・えーる登米 0220-23-8610 (平日・土曜日 8:30~17:15) ※火・木は19:00まで
	◆国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給 国民健康保険被保険者のうち給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合に傷病手当金を支給します。	受付中	● 市民生活部国保年金課 0220-58-2166 (平日 8:30~17:15)
	◆個人向け緊急小口資金等による支援 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を行います。	受付中	● 登米市社会福祉協議会 0220-21-6310 (平日 8:30~17:15)
事業業者・	◆納税の猶予の特例 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が、り患された場合のほか、納税の猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。	受付中	● 総務部税務課 0220-22-2169 (平日 8:30~17:15) ※国税(所得税・消費税・法人税等)については ● 佐沼税務署 0220-22-2501 (平日 8:30~17:00)
	◆上下水道料金にかかる相談窓口の設置 「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予の相談に応じています。	受付中	● 登米市水道お客様センター 0120-023-151【フリーダイヤル】 (平日 8:00~18:00) ※水曜日は20:00まで (土曜日 8:00~12:00)